

# VE-WSS 認定手続き要領

2014年6月改定

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会  
VEワークショップ・セミナー認定手続き要領

この要領書は、団体あるいは個人コンサルタント等が、それぞれの主催で実施する「VEワークショップ・セミナー（以下「VE-WSS」という）」について、「VEスペシャリスト」受験資格要件となる「VE-WSS」としての認定を得るための要件と手続きの方法を説明するものです。

**1) 認定申請に必要な書類**

- (1) 「VE-WSS」 認定申請書 (書式1)
- (2) 「VE-WSS」 内容及び時間配分表 (書式2)  
※ただし、日本VE協会作成の標準プログラムに準拠する場合はその旨を告知
- (3) 「VE-WSS」 で使用するテキスト及び教材等  
※ただし、日本VE協会作成の標準テキストを使用する場合はその旨を告知
- (4) 「VE-WSS」 修了証 (見本)

**2) 認定要件**

(1) VE-WSSについての留意事項

VE-WSSでは、受講者にとって有意義な“実際の製品やサービス”を対象テーマとする演習を通じて、VEを体験させねばならない。しかし、対象テーマ（演習教材）は、実際の成果を求めるよりも、まず第一に教育目的に合わせて選択すべきである。

また、VE-WSSは相互作用的（つまりチーム活動中心）でなければならない。したがって、教室外での宿題や自習に費やした時間は、VE-WSSの時間条件に繰り入れることはできない。

(2) VE-WSSの内容と時間配分

VE-WSSの内容は講義と演習で構成し、時間は講義16時間、演習32時間を必須条件とし、合計48時間以上であること。また、講義と演習には、次の内容を含むことが必要である。

※講義：VEの概要（VEの定義、価値、実施手順／ジョブプランなど）／  
実施手順／ジョブプラン各ステップの活動内容

※演習：実施手順／ジョブプラン各ステップのチーム活動

(3) VE-WSSの講師

VE-WSSの内容と水準について責任を持つ主任講師1名を定め、VE-WSSの認定申請時に登録すること。主任講師はCVS資格※<sup>1</sup>を取得していること、実際に教育・指導する講師はCVS資格またはVES資格※<sup>2</sup>を取得していることが必要である。

※1 CVS：米国VE協会認定Certified Value Specialist

※2 VES：日本VE協会認定VEスペシャリスト

(4) VE-WSSの修了証

VE-WSSの修了者には、下記の項目を記載した修了証を発行すること。VE-WSSの認定申請時に修了証の見本1枚を添付して提出すること。

- 修了者の氏名
- 修了証発行年月日
- VE-WSSを主催する組織の名称
- 登録された主任講師の署名
- 認定されたVE-WSSの名称
- VE-WSSの認定番号
- 日本VE協会に認定されたVE-WSSであることの説明

### 3) 認定申請手続き

「VEスペシャリスト」受験資格要件となるVE-WSSとしての認定を得るためには、本要領書の1)に示す書類を取り揃え、認定審査料(100,000円、消費税別)を添えて日本VE協会・事務局長に提出すること(書類を郵送した後に銀行振込で可)。ただし、日本VE協会作成の標準プログラム及び標準テキストを使用する場合は、審査済みとみなされ、認定審査料(100,000円、消費税別)は不要となる。

また、米国VE協会(SAVE)に認定された72時間のVE-WSSを日本VE協会のVE-WSSに登録申請する場合も審査済みとみなされ、認定審査料(100,000円、消費税別)は不要となる(SAVE認定の72時間VE-WSSの内、モジュールI相当部分を実施する場合を含む)。

事務局長は、提出された書類をVE資格制度委員会・委員長に回送し、同委員会での審査を要請する。要請を受けた委員長は、同委員会において提出された書類の内容について審査を行い、その結果を日本VE協会・会長に報告する。委員長から審査結果を受けとった会長は、事務局長を通じてその内容を書面で申請者に回答する。

審査に合格した申請者または審査済みとみなされた申請者は、日本VE協会からの請求にもとづいて認定・登録料(40,000円、消費税別)を納付する。事務局長は、認定・登録料の納付を確認の後に認定番号を付した認定証を交付する。認定されたVE-WSSについては、認定年月日と認定番号、申請者名、WSSの名称及び主任講師の氏名を日本VE協会の会報で告知する。

認定の有効期間は4年間とし、4年ごとに再認定手続きを必要とする。再認定手続きは、「VE-WSS」再認定申請書(書式3)の提出をもって行う(再認定・登録料40,000円、消費税別)。再認定手続きが行われなかった場合は、有効期間の終了時点で認定は取り消される。認定を取り消されたWSSについては、その名称と認定番号及び取消年月日を日本VE協会の会報で告知する。

認定されたVE-WSSについて運営上の問題が生じた場合は、VE資格制度委員会が監査を行う。その結果により認定を取り消されることがある。

## VEワークショップ・セミナー認定申請書

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会

会 長 齋 藤 保 殿

下記VEワークショップセミナーの認定を申請いたします。本申請書及び添付書類に記載された事項は事実に相違ないことを誓約します。

ここに申請するVEワークショップセミナーが認定された場合は、申請した内容、形態通りにVEワークショップセミナーを実施することを誓約します。

また、4年後に再認定手続きが必要であることを認識し、有効期間が過ぎても再認定手続きを行わなかった場合、認定が取り消されることを承諾します。

申請日 年 月 日

会社・団体名	
VE-WSSの名称	
代表責任者の所属・役職	
代表責任者氏名	印
代表責任者氏名フリガナ	
代表責任者連絡先住所	〒
電話番号	
主任講師の所属・役職	
主任講師氏名	印
主任講師氏名フリガナ	
主任講師CVS登録番号	
セミナー問合せ先部署名等	
電話番号	
E-mail	

※以下のいずれかを選択し✓をつけてください。

- 日本VE協会・標準プログラム及び標準テキストを使用する
- 日本VE協会・標準テキスト以外のテキストを使用する

VEワークショップ・セミナーの内容及び時間配分

会 合	項 目	内 容	時間配分	
			講 義	演 習

注) 記入欄が不足の場合は、複数枚に分けて記入してください。

## VEワークショップ・セミナー再認定申請書

公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会

会 長 齋 藤 保 殿

下記VEワークショップセミナーの再認定(更新)を申請いたします。本申請書及び添付書類に記載された事項は事実と相違ないことを誓約します。

ここに申請するVEワークショップセミナーが再認定された場合は、申請した内容、形態通りにVEワークショップセミナーを実施することを誓約します。

また、4年後に再認定手続きが必要であることを認識し、有効期間が過ぎても再認定手続きを行わなかった場合、認定が取り消されることを承諾します。

申請日 年 月 日

会社・団体名	
VE-WSS認定番号	W
VE-WSSの名称	
代表責任者の所属・役職	
代表責任者氏名	印
代表責任者氏名フリガナ	
代表責任者連絡先住所	〒
電話番号	
主任講師の所属・役職	
主任講師氏名	印
主任講師氏名フリガナ	
主任講師CVS登録番号	
セミナー問合せ先部署名等	
電話番号	
E-mail	

● 前回申請時からの変更事項の有無について✓をしてください。変更のある場合は変更内容を確認できる資料を添付してください。

1. 内容及び時間配分表  変更なし  変更あり（資料添付）
2. テキスト及び教材  変更なし  変更あり（資料添付）

● 弊会ホームページ、VEスペシャリスト認定試験実施要領等へのWSS情報の掲載について選択してください。

1. HP  掲載を希望する  掲載を希望しない
2. VES実施要領  掲載を希望する  掲載を希望しない
3. 会報・情報誌  掲載を希望する  掲載を希望しない

上記1でHP掲載を希望された方で、貴社HPへのリンクを希望される場合は以下へリンク先URLをご記入（またはinfo@sjve.orgへメールにてお知らせ）ください。